破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２６年（フ）第１１７号
新潟市南区鷲ノ木新田4018番地１　ケアハウスやすらぎ
破産者　鈴木雄二郎
平成26年６月25日　　新潟地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６２７号
愛知県尾張旭市東栄町１丁目７番地16　松田ビル301号、開始決定時の住所愛知県瀬戸市瘤木町20番地の３
破産者　中川　眞弓
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９号
兵庫県美方郡新温泉町浜坂2456番地の４
破産者　中島　政邦
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
兵庫県豊岡市中陰206番地の１　ジェントリーハウス202
破産者　山本　良枝
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２３９２号
札幌市北区拓北４条３丁目９番21号
破産者　大崎　　豊
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３２号
群馬県富岡市七日市518番地４
破産者　伊佐治　孝
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３３３号
群馬県富岡市七日市518番地４
破産者　伊佐治京子
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第９１９号
愛知県津島市百島町字黒佛44番地
破産者　角野　正明
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７２８号
愛知県あま市甚目寺郷前20　シャルマンヨコイＢ102号、開始決定時の住所愛知県あま市甚目寺五位田149番地６　ラフォーレ甚目寺405号
破産者　伊藤　　慎
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１４４号
名古屋市緑区大高台２丁目313番地
破産者　井村　　績
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５号
青森県東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下25番地４
破産者　小山　　昇
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
埼玉県さいたま市西区大字指扇領別所109番地93　３―707、前住所埼玉県久喜市青葉１丁目１番15―403号
破産者　藤巻　豊美
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１２０７号
横浜市緑区十日市場町1358番地48　十日市場ヒルタウン６―１号棟208号
破産者　中村　良一
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１号
静岡県富士市中里1395番地の３、開始決定時の住所静岡県富士市中里103番地の34
破産者　山本　正彦
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１１４号
静岡県富士市富士岡462番地の42
破産者　紅林さよ子
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２２０号
和歌山市磯の浦235番地の５
破産者　幸前　収一
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４２号
和歌山市和歌浦東２丁目５番38号
破産者　岩﨑　則子
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係